

( )

1

,

4

,

-

-

(

)

( )

( )



法人文書開示請求書

独立行政法人国立文化財機構理事長 様

氏<sup>る</sup>が<sup>な</sup>名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定により、次のとおり請求します。

<p>請求する法人文書の名称 又は知りたい内容等</p> <p>（請求する法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。）</p>	
<p>求める開示の実施方法等 （本欄の記載は任意です）</p> <p>①求める開示の実施の方法 ②国立文化財機構において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。</p>	<p>①開示の実施方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他（ ）</p> <p>②希望する方に○を付してください。 1 国立文化財機構において開示の実施を求める （この場合、希望日・場所を記入してください。） 年 月 日（ ） 時 分 年 月 日（ ） 時 分 開示場所（ ）</p> <p>2 写しの送付を希望する。</p>

（\* 以下は記入不要です）

<p>受理年月日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>受付担当</p>	<p>情報公開室担当（ ） TEL</p>
<p>決定期限</p>	<p>年 月 日</p>	<p>整理番号</p>	
<p>開示請求手数料</p>	<p>300円× 件</p>		<p>円</p>

#### <記載に当たっての注意事項>

##### 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

##### 2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

##### 3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

##### 4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、情報公開室における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施方法については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

#### <開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくことになっています。

納付は現金で納付する又は国立文化財機構が指定する方法で納付する方法がありません。

①現金で納付する場合は、情報公開室で納付してください。

②国立文化財機構が指定する方法による場合は、その納付を証する書類を開示請求書に添付し情報公開室に提出してください。

文機構○第 号  
年 月 日

### 法人文書開示決定通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長（理事長名）

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条1項の規定により、次のとおり開示することとしましたのでお知らせします。

開示する法人文書の名称	
不開示とした部分とその理由	

\*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して異議申立てをすることができます。

○ 開示の実施の方法等 \*裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

開示の実施の方法等			
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
情報公開室における開示を実施することができる日時、場所	1 年 月 日（ ） 時 分 2 年 月 日（ ） 時 分 3 年 月 日（ ） 時 分 場 所 _____ 情報公開室 所在地 _____		
写しの送付を希望する場合の準備日数、郵便料（見込み額）		日間 円	

\* 不明な点がある場合には、情報公開室 TEL ( ) ( ) 係)にご連絡ください。

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開室における開示の実施を選択される場合は、「情報公開室における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合には、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける日の 日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙一枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を求める場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

納付は現金で納付する又は国立文化財機構が指定する方法で納付する方法があります。

①現金で納付する場合は、情報公開室で納付してください。

②国立文化財機構が指定する方法による場合は、その納付を証する書類を「法人文書の開示の実施方法等申出書」に添付し情報公開室に提出してください。

### 3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して異議申立てをすることができます。

### 4 開示の実施について

情報公開室における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示の実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

文機構○第 号  
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
開示しない理由	

（備考）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して不服申立てをすることができます。
- 2 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

第3号様式（第5条第3項関係）

文機構○第 号  
年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、開示決定等の期限を延長することとしましたのでお知らせします。

法人文書の名称	
延長する期間	日間 年 月 日
延長の理由	

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

法人文書開示決定特例延期通知

様

独立行政法人国立文化財機構理事長（理事長名） 印

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、次のとおり独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、延長することとしましたので通知します。

法人文書の名称	
法第11条の規定を適用することとした理由	
開示決定等する期限	可能な部分について開示決定等を行う期限 月 日まで 残りの部分について開示決定等を行う期限（予定） 月 日まで

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条1項又は第13条第1項の規定により、お知らせします。

法人文書（行政文書）名	開示請求書に記載されている行政文書又は法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇に係る法人文書）
移送年月日	年 月 日
移送先の独立行政法人等 又は行政機関の長	名称 （連絡先） 担当課、係名： 担当者名： 所在地： 電話番号： （ ）
移 送 を し た 理 由	
備 考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の 独立行政法人等（行政機関の長）が行うこととなります。 2. 複数の行政機関の長又は独立行政法人等に移送が行われた場合（自 らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料相当額か らの300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文 書又は行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨記 載する。

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により開示の請求がありましたのでお知らせします。

ついては、この情報の開示の当否について御意見がある場合は、書面（様式任意）によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の適用条項及びその理由	
請求年月日	年 月 日
意見書提出先	独立行政法人国立文化財機構 情報公開室（ ） 住 所  電話番号（ ）
意見書提出期限	年 月 日

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

なお、意見書の提出がない場合は、文化財機構の決定に従うものといたします。

第三者に係る法人文書開示決定通知

様

独立行政法人国立文化財機構理事長（理事長名） 印

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先に御意見をいただきましたが、次のとおり開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、お知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	年 月 日

（備考）

- 1 この決定に不服のある場合は、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して法人文書の開示の日の前日までに不服申立てをすることができます。
- 2 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

### 開示実施手数料の減額・免除申請書

独立行政法人国立文化財機構理事長 様

氏名又は名称（ふりがな）

住所又は居所 〒

連絡先電話番号 （ ） ー

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

開示決定のあった法人 文書の名称等	(開示決定通知書の日付・番号： )
減額又は免除を 求める額 (ただし、2,000円を 限度とする)	円
減額又は免除 を求める理由	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。 2 その他

(注) 1又は2のいずれかに○印を付してください。

- \*1 1に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。  
2に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。
- \*2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。
- \*3 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

( ) (TEL: )

開示実施手数料減額・免除決定通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除については、次のとおり決定したのでお知らせします。

決 定 内 容	
減額又は免除しない場合 の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

（備考）

- 1 決定内容が、「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施の前日までに送付願います。
- 2 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

文機構○第 号  
年 月 日

情報公開審査会への諮問に関する通知

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで不服申立てのありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項の規定により、情報公開審査会に諮問しましたのでお知らせします。

不服申立てのあった法人 文書の名称又は内容	
諮問した年月日	年 月 日
諮問の内容	

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

文機構○第 号  
年 月 日

不服申立てに対する決定通知書

様

独立行政法人国立文化財機構理事長 （理事長名） 印

年 月 日付けで不服申立てのありました件については、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

不服申立てのあった法人 文書の名称	
不服申立てに対する決定	
不服申立てに対する決定 の理由	

\* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

（ ）（TEL： ）

